

明治期における北西ハワイ諸島への 日本人の進出と主権問題

平岡 昭利

- I. はじめに—アホウドリ捕獲略史—
- II. グアノ・ラッシュとバード・ラッシュ
—中部太平洋への日米の進出—
 - (1) 太平洋へのアメリカの進出
—グアノ・ラッシュ
 - (2) 太平洋への日本の進出
—バード・ラッシュ
- III. ミッドウェー諸島の借り入れ問題
- IV. 日本人の居住と主権問題
- V. まとめ

I. はじめに —アホウドリ捕獲略史—

長い鎖国から解放された明治初期、人々は一攫千金を夢みて北海道などの新天地を目指した。小笠原諸島も新天地の一つであり、1876年(明治9)に日本に編入されると、多くの人々が小笠原諸島へ進出した。当時の開拓は天然資源の略奪であり、その対象としてはウミガメ、サンゴ、タカラガイなどの貝やピローなどの樹木と並んでアホウドリ¹⁾があった。1888年(明治21)刊行の『小笠原要覧』には、アホウドリについて肉は食料になるとともに羽毛は「米国に輸出せば相当の利益あり²⁾」との記載があり、その卵も採取され本土に移出された³⁾。このため小笠原諸島のアホウドリは、北の聳島列島の無人島を除いて、またたく間に減少した⁴⁾。

これに対して伊豆諸島南端の鳥島は、断崖に囲まれた無人島ということもあり、棲息するアホウドリはきわめて多かった⁵⁾。これに目をつけた玉置半右衛門⁶⁾は、1887年(明治20)に鳥島へ渡航し、羽毛採取を事業化することによって巨万の富を得た⁷⁾のであり、実業界の成功者として広く書物や雑誌に取り上げられた⁸⁾。

これまで筆者は、この玉置の成功が、明治期、日本人が南洋に目を向けた一つの契機となったと想定し、さらに南洋進出への原動力(行為目的)となった「アホウドリ」に着目し、日本人の南洋進出とその背景を解き明かす作業を行ってきた⁹⁾。

また、当時の欧米製地図には多くの実在しない、いわゆる疑存島¹⁰⁾が描かれており、これらの島々を目指す多数の日本人が、八丈島や小笠原を起点として南洋の島々への探検を開始した。いわゆる南洋ブームが起これ、結果的に南鳥島の発見につながったことも明らかにした¹¹⁾。また、沖縄においても、1890年頃になるとアホウドリを求めて尖閣諸島への日本人の進出が活発化したことを論及した¹²⁾。

その後、アホウドリを追った日本人の行動は空間的に拡大し、1897年(明治30)頃には遠くミッドウェー諸島などの北西ハワイ諸島にまで達した。このため1850年代に太平洋へ進

キーワード：アホウドリ、グアノ・ラッシュ、バード・ラッシュ、先占、北西ハワイ諸島

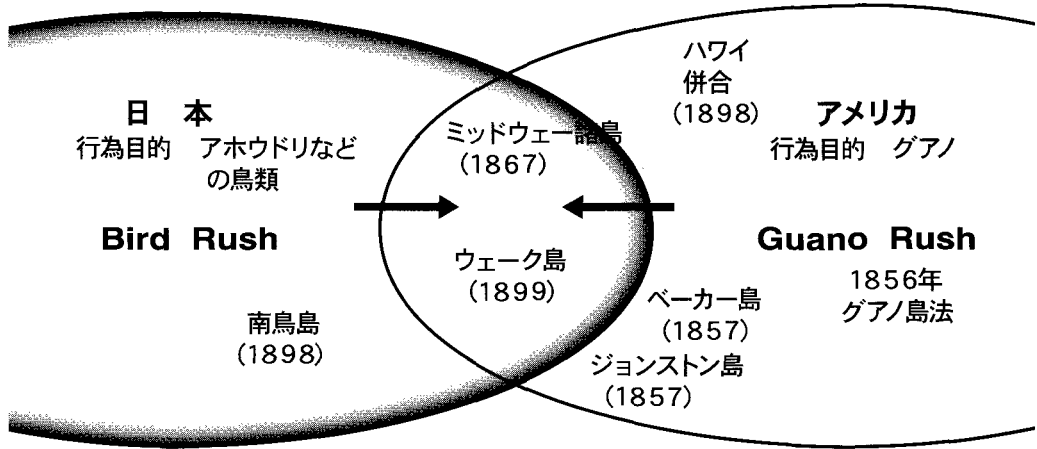


図2 中部太平洋への日米の進出—グアノ・ラッシュとバード・ラッシュ

た¹⁷⁾。さらにパルミラ島やクリスマス島(ライン諸島)、エンダーベリ島やフェニックス島(フェニックス諸島)、マッキン島(ギルバート諸島)などでも続々とグアノの採掘が行われ、歴史家のジミー・スカッグスが「グアノ・ラッシュ」¹⁸⁾と称したように、アメリカ人が太平洋の小さな島々に次々と進出し、多くの島々がアメリカ領土になったのである。

このため、それぞれの島と利害関係をもつ国々との間で多くの紛争が生じたが、その後もアメリカの膨張政策は続き、1867年にはミッドウェー諸島、さらに海上の覇権に言及した「マハン構想」¹⁹⁾(1890年)を背景に1898年にはハワイ王国を併合し、翌1899年にはウェーク島を領有したのである。

(2) 太平洋への日本の進出—バード・ラッシュ

日本の太平洋への進出は、アメリカよりさらに遅く、1876年(明治9)の小笠原諸島の領有に始まる。この小笠原を起点にして、1887年(明治20)頃になると南のマリアナ諸島からカロリン、マーシャル諸島へ、日本から小船に雑貨を積み現地でヤシの実などと交換する南洋貿易が細々と行われていた²⁰⁾。その後、玉置らの成功を契機として南洋への関心が急速に高まり、田口卯吉らの「南洋商会」(明治

23)や横尾東作らの「恒信社」(明治24)などが相次いで設立された²¹⁾。

そのうちの一人で小笠原を拠点にして南洋貿易に従事していた水谷新六は、鳥島でのアホウドリの捕獲で巨万の富を得た玉置半右衛門の成功が刺激となり、自ら小笠原諸島の東方に存在するという疑存島のグランパス島の探検を繰り返していた。1896年(明治29)になって水谷は、偶然、小さなマーカス島という無人島を発見して上陸し、すぐにアホウドリの羽毛採取を開始した。水谷は翌1897年になって「島嶼発見届」を政府に提出し、これを受けて政府は、1898年にマーカス島を南鳥島と命名し日本の領土に編入した²²⁾。

鳥島でアホウドリの羽毛から莫大な富を得た玉置も、アホウドリが激減し絶滅することを恐れ、新たな棲息地(島)を探し回っていた²³⁾。そのような状況下、1897年(明治30)に農商務大臣の榎本武揚が提案した「遠洋漁業奨励法」による事業に応募し、多額の助成金を得たのであった²⁴⁾。玉置はこの助成金で第二回洋丸を購入したが、この船を助成目的外の鳥島への輸送船として利用し²⁵⁾、既存の第一回洋丸で鱈漁業という名目下、配下の者にハワイ諸島から東シナ海、フィリピン方面までアホウドリの棲息地を探索させた²⁶⁾。

この遠洋鱈漁業の実態については、農商務省水産局が『遠洋漁業奨励事業報告』の中で「南洋ノ鱈漁業船ハ未タ鱈漁業ヲ以テ独立營業トナスヲ得タル者ヲ見ス 鱈漁業ノ傍ラ海鳥ヲ採捕シ以テ其經濟ヲ維持セリト雖モ是レ營業者ニ於テ当初ヨリ鱈漁業ノ独立ノ信念ナク為ニ…²⁷⁾」(傍点筆者)と指摘しているように、多くの漁船は鱈漁業よりも収入になるアホウドリなどの鳥類捕獲に従事していたのである。たとえば沖縄県初の遠洋漁業奨励事業に指定され、鱈漁業で成功したという「糸満遠洋漁業株式会社」の第一糸満丸の1回目の航海(1907年4月～9月)でさえ、収益ではふかひれ、べっこうなどよりも鳥の羽毛の金額の方が大きかった²⁸⁾。

以上のように、明治20年代には日本人は南洋への関心を高め、「南洋に豊土ありとは近頃の流行語にて²⁹⁾」というほど多くの人々が南洋の島々に探検を試みたのであり、明治30年代に入って、その空間的範囲は一層拡大した³⁰⁾。それらの行動に人々を駆り立てたのは、これまで述べてきたようにアホウドリなどの鳥類であり、巨額の富をもたらす羽毛を求めて人々は危険を顧みず南洋の島々へと進出していった³¹⁾。ジミー・スカッグスがアメリカ人の進出を「グアノ・ラッシュ」と称したが、日本人の太平洋への進出は「バード・ラッシュ」と言えるものであった。

III. ミッドウェー諸島の借り入れ問題

ハワイが、アメリカ合衆国に併合された翌1899年(明治32)9月、明治政府内では民間から提出されたハワイ諸島の北西のミッドウェー諸島の借り入れ問題について検討が重ねられていた。このミッドウェー諸島については「水路部ヲモ調査致シ候得共、米布何レノ領分ニモ無之御高説ノ如ク無主島嶼ニ可有之存ジ候³²⁾」とあるように、その主権がはっきりしないので通商局長にミッドウェー諸島の調査を要請した。その具体的な調査項目と

して 1. 日本人が島を借り入れるには、日系人以外は困難であると考えるが、現在はどうであろうか、 2. ミッドウェー諸島などの島嶼が旧ハワイ王国、すなわち現在のアメリカ合衆国の領土になった経緯 3. ミッドウェー諸島が無主の島嶼であった場合、日本の領土に編入したときの利益または損失について、というものであった。

翌10月になって通商局長は、在ハワイ日本総領事に宛てて

布哇群島(八島)ノ西北ニ当リ、Lisiansky I³³⁾、Midway I、Cure I³⁴⁾等ノ島嶼有之候処、右ハ従前布哇国版図ニシテ米布合併ノ結果、米國領ニ歸シタル義ニ候哉又右ノ島嶼ヲ本邦人於テ借入ルルニハ如何ナル手續ヲ要スル義ニ候哉、右詳細御回答相成度此段及訓示候也³⁵⁾ (傍点筆者)

と指令した。この段階で明治政府は、ミッドウェー諸島の借り入れを主眼としているが、主権がはっきりしない場合は日本領有も視野に入れている。このミッドウェー諸島借り入れ問題は、通商局から外務省へと格上げされた形で対応し検討に入った。

外務省から指示を受けた在ハワイ日本総領事の回答は、次のようなものであった³⁶⁾。1898年(明治31)にハワイ政府はアメリカ合衆国に併合されたので「布哇本島地ハ勿論其所属島嶼ニ至ル迄悉皆北米合衆国ノ版図ニ帰シ」とし、ミッドウェー諸島もアメリカ領土と考え、借り入れ問題については「目下、当ハワイ政府ニ対シテハ何等相談ノ効無之、全ク北米合衆国政府ニ起問スベキ儀ト被存候」とハワイ政府は無力であり、交渉はアメリカ政府とすべきとした。さらにアメリカ政府が、太平洋に海底電線敷設のため海軍の調査船をミッドウェー諸島に派遣することを決め、現在ホノルル港に停泊中であることも外務省に報告している。

翌1900年(明治33)になって、これまでのミッドウェー諸島の借り入れではなく、新た

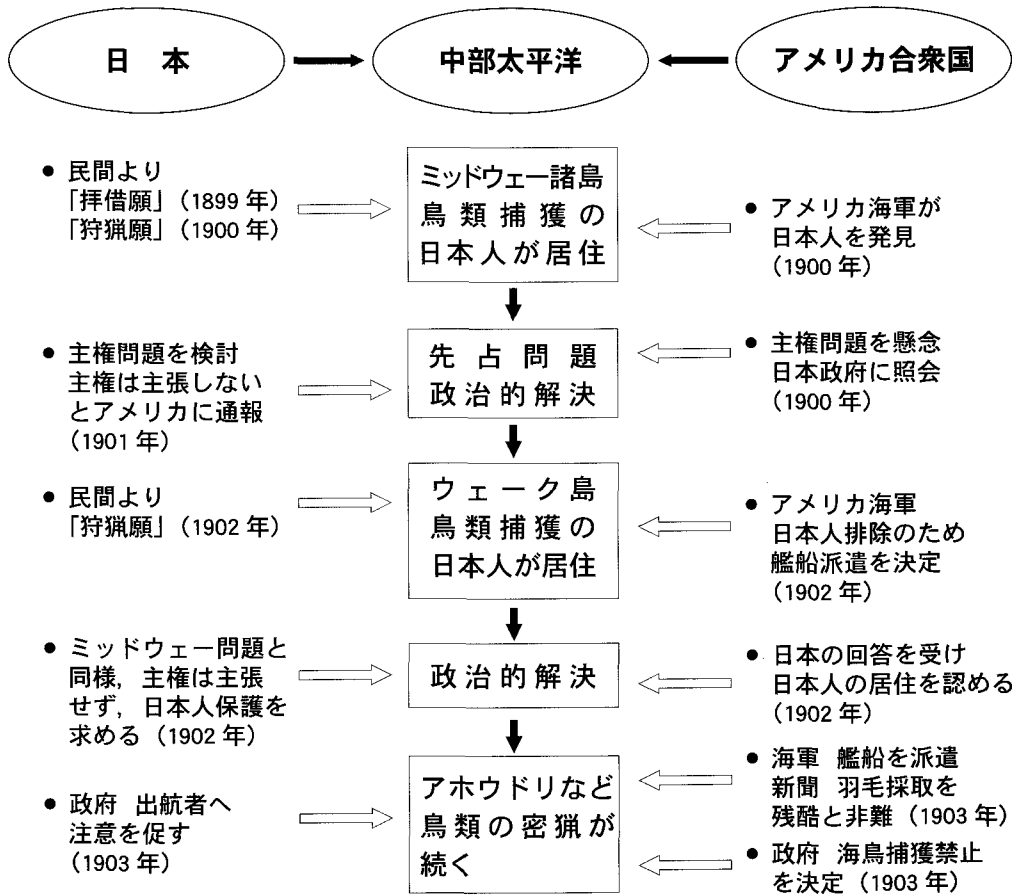


図3 中部太平洋への日本人の進出とアメリカ政府の対応

に民間からアホウドリの狩猟の許可を求めた
 伺書が政府に提出されたとみえ、同年6月外
 務大臣は在ハワイ日本総領事に

各島ニ於テ公然狩猟ノ許可ヲ得ルニハ如何
 ナル手續ヲ要スルヤ否、伺出候モノ有之
 候、同各島ニハ俗ニ馬鹿鳥ト称スルモノ群
 集シ、其羽ハ高価ニ売捌アルヲ以テ従来密
 ニ狩猟ニ従事スルモノ有之候由ニ候処、若
 シ公然ノ手續依リ其許可ヲ得ルハ本邦人ノ
 利益ト相成可申ト被在候ニ付新政府組織成
 立ノ上、時期ヲ見計ヒ彼ノ意向ヲ御問合相
 成候而方一布哇政庁ニ於イテ困難ナリトノ
 義ニ候得バ、米政府ヘ交渉ヲ開クヘキニ
 付キ一面交渉ノ顛末ヲ本省ヘ報告シ、他ノ
 一面ニハ在華盛頓帝國公使ヘ右交渉方御稟

申相成候而此段隻テ及訓示候ナリ³⁷⁾ (傍点筆
 者)

と、まずアホウドリの捕獲許可を併合後のハ
 ワイ政府に求め、それが困難な場合はアメリ
 カ政府と交渉するように指示した。

これに対して在ハワイ日本総領事は、ハワ
 イ州知事に文書を送付し、これらの島々の情
 報を収集してから、外務大臣青木周蔵宛に
 「布哇政府カ外国人ニ対シ此等ノ島嶼ヲ貸附
 スルノ権能有無ハ目下全ク未定ニ有之候、又
 其島嶼ニ群集スル鳥族狩猟ノ義ハ彼ノ鳥糞採
 集業者ノ目的ト正反対ナルヲ以テ実ハ余リ好
 マシカラサル義ニ有之候…(略)…最モ御申
 出ノ島嶼ニ付テハ既ニ鳥糞採集会社ニ借地権
 ヲ許可シタル者モ有之様存候³⁸⁾」と回答し

た。

すでにミッドウェー諸島など多くの北西ハワイ諸島は、1894年2月に当時のハワイ臨時政府によって「北太平洋燐・肥料会社³⁹⁾」(North Pacific Phosphate and Fertilizer)に25年間の貸付が許可されていた。ただ、その許可については、ハワイ臨時政府時代に承認されたものであり、1898年(明治31)にハワイがアメリカに併合された後も、その貸付が有効かどうかは不明であるとした。さらにアホウドリの狩猟許可について、ハワイ州知事の意見は、鳥糞採集事業の点から鳥類撲殺事業は性格が反対であり、同意できないとし、鳥糞会社も当然反対であることも外務大臣へ報告した。

以上のようなミッドウェー諸島の借り入れや狩猟問題が政府内で検討されていた最中の翌1901年(明治34)1月には、新たに東京都京橋区で農産物の直輸入を手がけていた実業家の野澤源二郎⁴⁰⁾が、外務省へミッドウェー諸島の「島嶼借入方ニ付御願」に「事業大略書」を付けて提出した⁴¹⁾。以下、願書は

島嶼借入方ニ付御願

一 ミッドウエイ島 Midway Island

所在 南洋群島ノ内

右島嶼ハ従来信天翁ト称スル群鳥棲息致居候為メ数年間本邦人ニ於テ其羽毛ヲ採集致シ来リ年々収益少カラス 尚追々事業拡張ノ見込ニ有之候処、該島借入ノ手續完了致サハル上ハ事業ノ基礎確立致サズ候ニ付、此際該島全体ヲ米政府ヨリ拙者借受致度希望罷在候 就テハ右借入ノ手續相分リ兼候点モ有之候ニ付、貴省ノ御配慮ヲ以テ米政府ノ意向御糺シ被下度、尚其上ニテ右願意相叶候様御儘力被成下度此段別紙事業大略書相添へ奉願上候 敬具

明治三四年一月二日

東京市京橋区中橋広小路町六番地

野澤組

直輸出入商

野澤源次郎

と、数年間、ミッドウェー諸島で信天翁(アホウドリ)の羽毛採取を行ってきたが、事業が有望なため島全体をアメリカ政府から借り受けたく、その方法について外務省に何うというものであった。

また、「事業大略書」は経歴、産額、将来の見込みからなり、その内容は、数年前、水谷新六が、南洋探検の際にミッドウェー諸島で無数といえるほどのアホウドリの大群を発見し、以後、日本人を雇用し羽毛採取に従事していること、日本に持ち帰った羽毛は、野澤組が外国に輸出し1年間でその生産は6万斤から12万斤、価格は2万5000円から5万円となること、将来も羽毛採取は産業として有望であるとし、さらに鳥糞も採取すれば、一層、大きな利益が得られるということが述べられ、詳しくは渡航中の水谷新六が帰国のうえ上申するとした。

だが、水谷新六は2月になっても帰国せず、野澤はミッドウェー諸島の状況がわからないので、外務省での事情説明は待つてほしいという願書を提出した。しかし、この野澤から提出されたミッドウェー諸島の借り入れについて、すでに前述の在ハワイ日本総領事の回答を受けて外務省では見合わせることを決定していた。

IV. 日本人の居住と主権問題

1900年(明治33)5月から7月にかけて、アメリカ政府は太平洋の海底電線敷設の調査のためミッドウェー海域に海軍の調査船を派遣した。その際、ミッドウェー諸島のイースタン島に6名の日本人が居住し、鳥類の羽毛採取を行っているのを発見した。アメリカ政府は、無人島に日本人が居住しているという事実が島の主権に大きな影響を与えることを懸念し、同国國務長官が在日アメリカ公使に書簡を送り、ミッドウェー諸島の主権の確認を日本の外務省に申し入れるように指示した。1900年12月12日アメリカ公使のエー・イー・

バックは、加藤外務大臣に

若干ノ日本国臣民ガ「ミッドウェー」諸島内ニ住居ヲ設ケタリトノ事由ニ因リ、同島ニ対シ主権ノ要求ヲ提起セラルハベキガ如キハ予期シ難キ儀ニ有之候ヘ共、本使ハ本件ニ対シ貴国政府ノ注意ヲ促シ「ミッドウェー」諸島ハ曾テ布哇諸島ノ一部タリシコトナキモノニシテ合衆国ニ属スルモノニ有之、海軍長官ノ書簡ニ記載セル同島内ニ日本人ノ住居スルコトハ之ヲ以テ日本国政府ガ之ニ対シ要求ヲ為スノ基礎ヲ供スヘキモノト認ムルコト能ハサル旨具陳可致様受訓致候⁴²⁾

と注意を促した。

このアメリカ政府の申し入れに対して、日本政府は素早く対応し3日後の12月15日に加藤外務大臣が伊藤総理大臣に宛てて、ミッドウェー諸島について、日本は測量なども行ったことがなく、英国海軍水路部出版の太平洋島嶼記事によれば、1859年アメリカ軍艦が発見したものとされていること、さらに

千八百九十八年八月十二日合衆国ガ布哇群島ヲ併合ニ及ビ、ミッドウェー島西ニ於ケル キューレ島ヨリ布哇島ニ至ル一連ノ諸島嶼ハ、悉ク之ヲ布哇群島ト総稱シ同国ノ版図ニ編入セラルニ至リタルモノナルヲ以テ、ミッドウェー島亦当然合衆国領土内ノモノナル事ハ疑ナキモノニテ有之候 右ノ如クミッドウェーニ対シテハ帝国政府ハ其既往ノ関係ニ於テ此カ主権ヲ主張スルノ根拠ナク、亦之ヲ主張スルノ必要ナキヲ以テ在本邦米国公使ニ対シテハ、帝国政府ハ右主権ヲ主張スルノ意ナキ旨回答ヲ発シテ可致義ト存知候⁴³⁾ (傍点筆者)

と報告した。閣議を経て⁴⁴⁾ 翌1901年1月、ミッドウェー島に日本人が居住している事実をもって、日本政府が同島に対して主権を主張する意思がないことを「ハワイ群島中「ミッドウェー」島の主権ノ儀ニ付キ米国公使ヘノ回答ノ件 請議ノ通 明治三十四年一

月二十二日 内閣総理大臣公爵 伊藤博文⁴⁵⁾」と指令し、ミッドウェー諸島に関してはアメリカの主張通りとした。

これを受けて加藤外務大臣は、ミッドウェーの件について日本政府は主権を主張する意思がないとの旨を、本国のアメリカ政府に伝えるよう在日米国臨時公使へ通牒した。また、在米高平公使に対して、ミッドウェー諸島のアホドリ捕獲のための借り入れ願いについては、「現今ノ場合、本件ノ如キ願出ヲナスハ却テ不利益ノ結果ヲ生スベシト考候ニ付キ…⁴⁶⁾」と保留し提出は見合わせることを伝えた。さらに羽毛採取が他の島でも行われていることも考えられるため同様の鳥類狩猟願いが提出された場合は、外務省へ連絡するように求めた。同時に在ハワイ日本領事館にも同様な主旨を通達した。

ミッドウェー諸島の主権が日米間で問題となっていたなかで、1902年3月になって、新たな無人島(ウェーク島)について、ミッドウェーと同様の問題が起こった。栃木県宇都宮市の中山麟太郎より、無人島で羽毛採取と漁業に従事したいという願出が提出され、それが内務省地方局へと回され、その後、外務省法務局に照会されたのである⁴⁷⁾。具体的な照会項目は、1. 現在、ウェーク島はどこの国にも属していないか、2. どこの領土でもないとしたら、1895年に日本とスペインとで西太平洋における境界を定めた宣言によれば、ウェーク島はどちらに属するものなのか、3. ウェーク島に関して他の国が条約を締結したことがあるかどうか、であった。

これに対し外務省は、ウェーク島はどこの領土にも属さないが、アメリカ政府がサンフランシスコ〜マニラ間の海底電線の中継基地として計画しているとの情報があること、また、1895年に取り交わされた日本とスペインとの領土に関する宣言では、ウェーク島は日本の領土の範囲と解釈されるが、場合によっては反対の解釈もあり得るとした⁴⁸⁾。

1902年(明治35)8月になって在米高平公使より、小村外相にあてて新たな対応を求める通報があった。それは8月10日付ワシントンポスト紙に掲載されたアメリカ軍艦の太平洋派遣の記事に関してであり、同紙によれば、6月23日、アメリカの海軍運送船がウェーク島に近寄った際、8名の日本人が居住しているのを発見し、船長はこのことを海軍省に通報したというものであった。

運送船からの報告を受けた海軍省の艦装局長ブラッドフォード少将は、ミッドウェー諸島の日本人の居住の件もあって「近来、日本帝国カ太平洋諸島ノ占領ニ関シ活発ノ挙動ヲ表示相成候ニ付而ハ合衆国ニ於テ其利益ヲ保護スルノ手当ヲ断行相成候儀…⁴⁹⁾」(傍点筆者)として国務省に照会し、日本に説明を請求するように求めるとともに「ウェーク島始メ其他太平洋上ニ於テ当国ノ要求ニ属スル各島嶼ニ巡航シ、一面ニハ米国ノ主権ヲ確定シ、一面ニハ不法ニ居住スル人民ヲ放斥セシムヘキ様ニテ…⁵⁰⁾」(傍点筆者)と日本人の排斥のため艦船の派遣を決定した。

在米高平公使はこの問題について、日本政府がこれらの島々に居住する日本人にどのように対応しようとするのか、無用の紛糾を避けるための日本政府の対応について説明を求め「若シ人民ノ占領居住ヲ以テ主権確定ノ為メ重要ナル要素ヲ成立スルモノトスレバ帝国政府ニ於テ右ノ二島ニ対シテモ要求ノ理由可有候被存候得共…⁵¹⁾」(傍点筆者)と述べており、日本の主権主張の根拠に、先に居住し占有することが領土問題の決定的な要因になる「先占」の考えもあったことが伺える。

小村外相は、8月20日在米高平公使宛に「ウェーク島及ミッドウェー島居住ノ本邦人民並ニ該二島ニ関スル件⁵²⁾」との電文を送った。この電文によると、アメリカ政府が、自国の主権の確保と不法居住の日本人を排斥するために、これらの島々に艦船を派遣する前に、以下の点をアメリカ政府に十分説明する

ように高平公使に指示した。

日本政府は、ミッドウェー島について、前年、在日アメリカ公使に説明したとおり、主権を主張しないし、さらにウェーク島についても「帝国政府ハ本邦人民ノ同島ニ居住セルモノアルノ事実ヲ基礎トシテ該島ニ対シ主権ヲ主張セントスルノ意思更無之候⁵³⁾」(傍点筆者)と領土要求はしないが、「右二島ニ居住スル本邦人民有之候ハ彼等ニシテ平和ニ其生業ヲ営ム限リハ、米政府ニ於テ之ニ適當ノ保護ヲ与ヘ放テ遂斥スルカ如キコトナカルベキハ帝国政府ノ期待スル所ニ之有候⁵⁴⁾」と日本人の保護を求めた。

これを受けた在米高平公使は、外務省の見解を直ちに合衆国国務長官代理のアルヴェー・エ・エディーに書簡でもって伝えた。これに対し同代理は、8月26日高平公使に回答を送付した。この回答によれば、日本政府がミッドウェー諸島に続き、ウェーク島についても主権を主張しないことは「該諸島ノ領有ニ対スル我カ国政府ノ優先権ヲ認め、且貴国臣民偶然居住ノ事実ヲ基礎ニシテ、他日或ハ何等要求又権利ノ主張ヲ為サルコトアリ得ベキトノ処ヲ排除セラレル儀ニ有之、我カ政府ノ深く満足スル所ニ有之候⁵⁵⁾」とし、さらにミッドウェー諸島やウェーク島は、アメリカの汽船や海軍によって発見され、領有した島嶼であり、その後日本人が居住したことは明白であるとした。

ただ、島の主権問題以外では、日本人の居住に関して好意的であり、「該諸島ニ右等人民ノ居住スルハ殖民ノ目的ニ非ズ⁵⁶⁾」として、現在、アメリカ政府が計画中の太平洋海底電線事業に関わるミッドウェー、ウェーク島において、アメリカ政府は日本人に居住を認めるし、もし移転が必要な場合は日本政府に通知し、その協力のもとで行うとした。これらの島々での日本人の退去指令は中止し、日本人の居住調査を行う海軍のアダムス号艦長へは、日本人の居住者については手厚く取

り扱う様に指令しておくとした。

1902年9月1日、在米高平公使は、アメリカ政府国務省代理のアルヴェー・エ・エディーとの交渉の結果をアメリカ側の資料をつけて小村外相に報告した。前日のアメリカ側の回答とほぼ同じであるが、居住する日本人の処置については、ミッドウェー、ウェーク島とも海底電線の中継基地になった場合、島は小さく土地が狭いため日本人の居住を許可しない場合もあり得るが、その場合、双方の協議の上、居住者に不利にならないようにしたいとアメリカ側の返答があったことも報告した⁵⁷⁾。

だが、アメリカ海軍の調査船が、ミッドウェー諸島などで無数といえる鳥類の死骸を発見し、日本人の羽毛採取の事実が明るみとなり、これをハワイの新聞が報じたことから残酷であるという日本人への非難が展開された⁵⁸⁾。それにもかかわらず、これらの島々にアホウドリなどの鳥類を求めて進出する日本人は、その後も後を絶たなかった。そのため翌1903年(明治36)10月、ついにアメリカ政府は「ミッドウェー島及其他ノ布哇群島ニ於ケル海鳥捕獲ヲ禁止⁵⁹⁾」を決定し、日本政府に通知したのであった。

V. ま と め

本稿では、明治期、日本人にとっての太平洋への進出は、アホウドリを行為目的にした人々によって、その緒が切り開かれ、その後、人々の行動は空間的に拡大し、1897年(明治30)前後には北西ハワイ諸島にまで達したことに言及した。このような日本人の鳥を追った太平洋への進出は、アメリカ人がグアノを求めた「グアノ・ラッシュ」に対比されるものであり、それは「バード・ラッシュ」と言えるものであったことを指摘した。

当時、民間から明治政府に、北西ハワイ諸島での「島嶼借入願」や「狩猟願」が提出されたが、すでに多くの日本人が鳥類捕獲のた

めに、これらの島々に居住していた。このことを知ったアメリカ政府は、無人島である北西ハワイ諸島での日本人の「先占」が、自国の主権問題に及ぶことを懸念し、明治政府に主権の確認を申し入れたのである。政府は、一時、「居住」という事実をもって主権を検討したものの、結局、これら島々の主権は主張しないことをアメリカ政府に通告したことも明らかにした。

以上の事例は、アホウドリなどの鳥類を追った日本人の行動が、日本の領域外へと広く展開したため他国との領土問題へと発展しかけたケースであり、アメリカ政府は、1903年、日本人の進出を防ぐため北西ハワイ諸島での鳥類捕獲の禁止に踏み切ったのである。

だが、その後も日本人の進出は続き、アメリカ、とりわけハワイでは、鳥を守れという世論が起これるとともに新たに反日運動と連繋する問題が生じたのである。これについては新たに稿を起こすことにしたい。

(下関市立大学)

〔付記〕

本稿は、2005年度人文地理学会大会(九州大学)での特別発表の内容の一部を加筆したものである。なお、研究にあたっては2004~2006年度文部科学省科学研究費「行為論的アプローチによる日本人の南洋進出—アホウドリを中心にして」(萌芽研究、課題番号16652061)を使用した。

〔注〕

- 1) 信天翁、バカドリ、トウクロウ、シラブ、沖の大夫などと呼ばれる翼長が2メートルに及ぶ大型の海鳥で、現在は特別天然記念物。
- 2) 磯村貞吉『小笠原要覧』、便益社、1888、271頁。
- 3) 小笠原支庁『小笠原島誌纂』、1888、274頁。
- 4) 明治初期、アホウドリは小笠原諸島の多くの島々で棲息していたようであり、1876年刊行の大槻文彦『小笠原島新誌』、須原屋伊

- 八、25頁には「海陸鳥類少シ、多クハ信天翁ナリ」とあり、前掲2)271頁にも「此鳥往昔ハ父母兩島ヲ始諸島ニ多ク棲ミ…(略)…今ハ父母群島ニハ全ク其影ヲ失セリ」とある。
- 5) 秋になると島が白くなるほどアホウドリが飛来し、江戸末期刊行の『八丈実記』にも記述があるほどで、小笠原を往来する人々にとって鳥島のアホウドリは早くから認識されていた(宮本常一・原口寅雄・比嘉春潮編『日本庶民生活資料集成 第1巻一探検・紀行・地誌(南島篇)』, 三一書房, 1968, 720~721頁)。また、江戸時代、鳥島へは漂流者も多く、ジョン万次郎のように、その後、生還した人々によってもアホウドリの情報はもたらされていた。
 - 6) 玉置半右衛門は、1838年八丈島生まれで江戸末期の小笠原開拓に従事し、明治政府による小笠原回収後にも大工として官舎建築に携わっている。小笠原へは何回も往復しており、小笠原だけではなく、鳥島についても十分な知識と情報をもっていたものと考え(鈴木高弘「小笠原渡航者名簿—明治12年12月から明治19年12月」, 東京都立小笠原高等学校研究紀要5, 1991, 170~187頁を参考とした)。
 - 7) 平岡昭利「鳥島開拓と借地継続の経緯について—八丈島と大東島を結ぶ島の一考察」(関西大学文学部地理学教室編『地理学の諸相』, 大明堂, 1998), 343~362頁。
 - 8) 坪谷善次郎『実業家百傑伝』, 東京堂, 1893, 70~80頁。読売新聞1894年8月31日付「南洋事業の模範家」。広田三郎『実業人傑伝』, 金港堂, 1898, 2ノ6~18頁。鈴木貞次郎編『最近実業界の成功者』, 精華堂, 1908, 95~98頁。古林亀次郎編『現代人名事典』, 中央通信社, 1912, 夕102頁。横山源之助「玉置氏の経営せる絶海孤島の生産事業—壺中の別天地、洋々の気、離れ小島に満つ—」, 商工世界太平洋8-13, 1909, 60~65頁など多くの書物や新聞、雑誌に実業界の成功者として取り上げられている。
 - 9) 平岡昭利「アホウドリと南の島々」, 歴史と地理593, 2006, 34~41頁。
 - 10) 一例としてモンゴメリー・マーチン編(井上健監訳)『ジョン・タリスの世界図—19世紀の世界』, 同朋社出版, 1992, 130頁のポリネシア(太平洋の島々)では数多くの疑存島(疑島)が描かれている。
 - 11) 平岡昭利「南鳥島の領有と経営—アホウドリから鳥糞・リン鉱採取へ」, 歴史地理学45-4, 2003, 1~14頁。
 - 12) 平岡昭利「明治期における尖閣諸島への日本人の進出と古賀辰四郎」, 人文地理57-5, 2005, 45~60頁。
 - 13) 1902年に発生した「南鳥島事件」もその一つの例と言える。手塚豊「南鳥島先占前後の一考察」, 法学研究36-1, 1963, 5~39頁に詳しい。
 - 14) その後、インカを征服したスペイン人によって「ファノ」と呼ばれ、さらに英語では「グアノ」と呼称された。
 - 15) Skaggs, J. M., *The Great Guano Rush—Entrepreneurs and American Overseas Expansion*, St. Martin's Griffin, 1994, pp.18~49.
 - 16) 前掲15) pp.51~66.
 - 17) 西野照太郎『新・南方見聞録』, 朝日新聞社, 1979, 54~57頁。
 - 18) 前掲15) 1~225頁。
 - 19) 海軍史家のアルフレッド・マハンは、『歴史に対する海上権力の影響』(1890)において、海洋の重要性と海軍力が国家や歴史を動かす要因を強調した国家戦略構想を策定した(小倉英敏『侵略のアメリカ合衆国』, 新泉社, 2005, 152頁による)。
 - 20) 佐藤成美編『最近探検南洋事情』, 大沢屋書店, 1899, 192~197頁。
 - 21) 郷隆『南洋貿易五十年史』, 南洋貿易株式会社, 1942, 3~19頁。
 - 22) 前掲11) 2~5頁。
 - 23) 「楽園大東島の生活—日本領土内にも斯様な所が有る」, 糖業第4年2月号記事, 1917, 26頁。
 - 24) 農商務省水産局『遠洋漁業奨励事業報告』, 1903, 17頁。
 - 25) 玉置半右衛門が、1899年に東京府に提出した「鳥島定期航海船認可申請」(東京都公文書館所蔵)では、第二回洋丸を鳥島への輸送

- 船として使用することを出願しており、「鳥島事業成績表」(同公文書館所蔵)にも輸送実績として第二回洋丸の記載がある。この第二回洋丸については、農商務省による奨励事業の目的外使用は明白であるが、どうして玉置が鳥島航路に使用していた第一回洋丸を遠洋漁業(アホウドリ探索用)に、第二回洋丸を鳥島航路に逆に使用したのか、また、東京府は奨励事業による建造船であることを知らずに許可したのかなどは不明である。
- 26) 玉置伝『鳥島の復興』, 自費出版, 1925, 11頁に「ミッドウェー島等, 此他太平洋中の無人島にして探求せざるものなし」とある。
- 27) 前掲24) 33~34頁。
- 28) 沖縄県農林水産行政史編集委員会『沖縄県農林水産行政史第8・9巻(水産業編)』, 農林統計協会, 1990, 13頁。
- 29) 読売新聞1891年5月30日付「グランパス島の探検者」。
- 30) 読売新聞1909年1月2日付「南洋の鳥獵」。
- 31) 1900年代になると太平洋各地で鳥類を追って行動する日本人の遭難, 行方不明の新聞記事が多く見られる。読売新聞1902年3月17日付「日本漁夫の行方不明(布哇にて)」, 1908年6月5日付「南洋の悲劇」, 1911年2月24日「同胞6名無人島に死す」など。
- 32) 『国家及領域問題二関スル雑件—各国版図関係 第3巻』, 外務省記録1-4-1-12に所収の『『ミッドウェー』其他諸島二関スル件』, 外交史料館所蔵。この文書綴りは, 1889年9月から1910年8月までの鳥類捕獲のため日本人が北西ハワイ諸島に進出した件に関し, それを取り締まるアメリカ政府や日本政府の対応を記録したものである。
- 33) 現在のスベルは, Lisianski Island となっている。
- 34) 現在のスベルは, Kure Island である。
- 35) 前掲32)
- 36) 前掲32)
- 37) 前掲32)
- 38) 前掲32)
- 39) 同会社は, 1900年頃にはレーサン島で日本人40名余りを雇用して鳥糞採取の事業を行っている。
- 40) 明治中期~大正期にかけて活躍した貿易商。東京拓殖株式会社の創設者であるとともに, 早くから避暑地に注目し, 軽井沢で外人向け宅地分譲を事業化した。1928年に従六位勲六等が下賜された(国立公文書館所蔵『昭和大礼叙位叙勲内申書七』2A-40-6による)。
- 41) 前掲32)
- 42) 前掲32)
- 43) 前掲32)
- 44) 読売新聞1900年12月16日付「米国政府の布哇群島に關せる交渉」では, 「日本政府の先占権の主張せんことを恐れたるもの」との記載がある。
- 45) 前掲32)
- 46) 前掲32)
- 47) 前掲32)
- 48) 前掲32)
- 49) 前掲32)
- 50) 前掲32)
- 51) 前掲32)
- 52) 前掲32)
- 53) 前掲32)
- 54) 前掲32)
- 55) 前掲32)
- 56) 前掲32)
- 57) 読売新聞1902年10月23日付「南洋島に於ける主権問題」で報道されている。
- 58) 前掲32)
- 59) 前掲32)